

資料編

Ⅰ 特別支援教育に関する多摩市の状況など

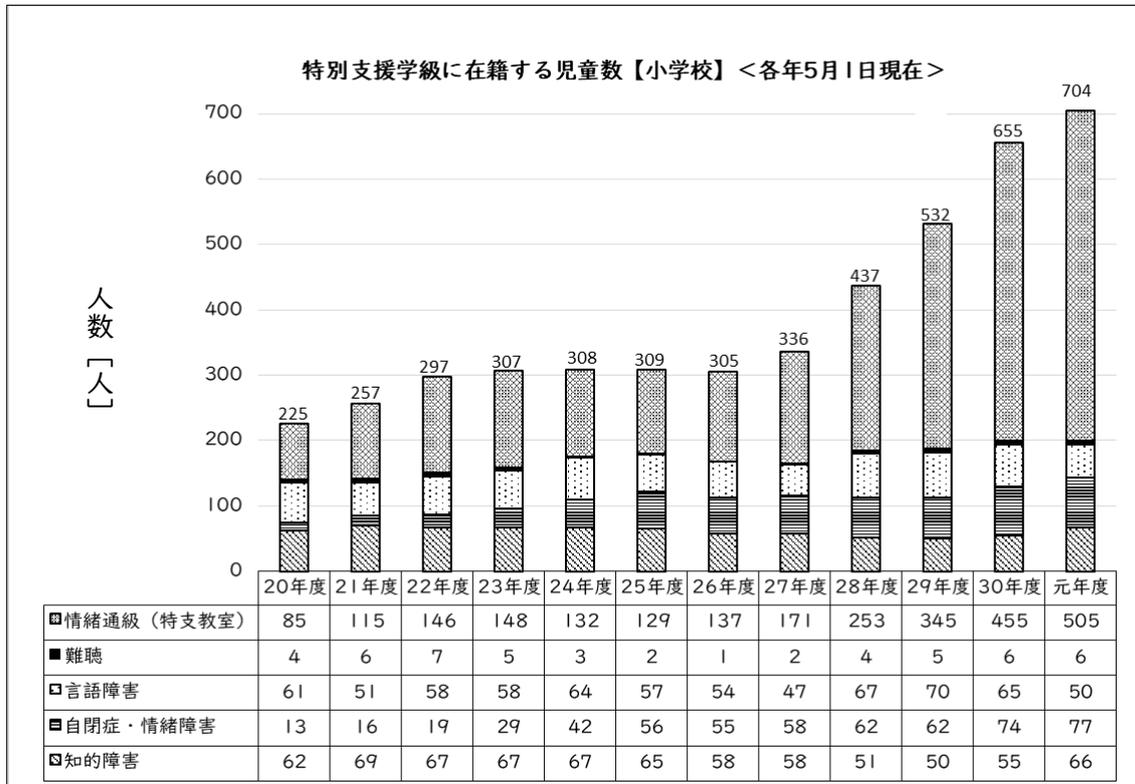
(1) 多摩市における特別支援学級の状況（平成20年度～令和元年度）

【小学校】

各年5月1日現在 [人]

学校	障害種別		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
小学校	固定制	知的障害	設置校数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	
			学級数	9	9	11	11	10	9	9	10	8	8	9	
			人数	62	69	67	67	67	65	58	58	51	50	55	66
		自閉症・情緒障害	設置校数	1	1	1	1	1	2	2	2	2	3	3	4
			学級数	2	2	3	4	6	7	8	8	8	9	11	12
			人数	13	16	19	29	42	56	55	58	62	62	74	77
	通級制	言語障害	設置校数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			学級数	4	3	3	3	4	3	3	3	4	4	4	3
			人数	61	51	58	58	64	57	54	47	67	70	65	50
		難聴	設置校数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			人数	4	6	7	5	3	2	1	2	4	5	6	6
情緒通級（特支教室）	設置校数（拠点校）	3	3	3	4	4	4	4	4	4	5	5	6	16	
	学級数	9	13	16	16	15	15	16	20						
	人数	85	115	146	148	132	129	137	171	253	345	455	505		

※情緒通級は小学校が平成28年度から特別支援教室に制度変更となったため、学級数は設定されない。

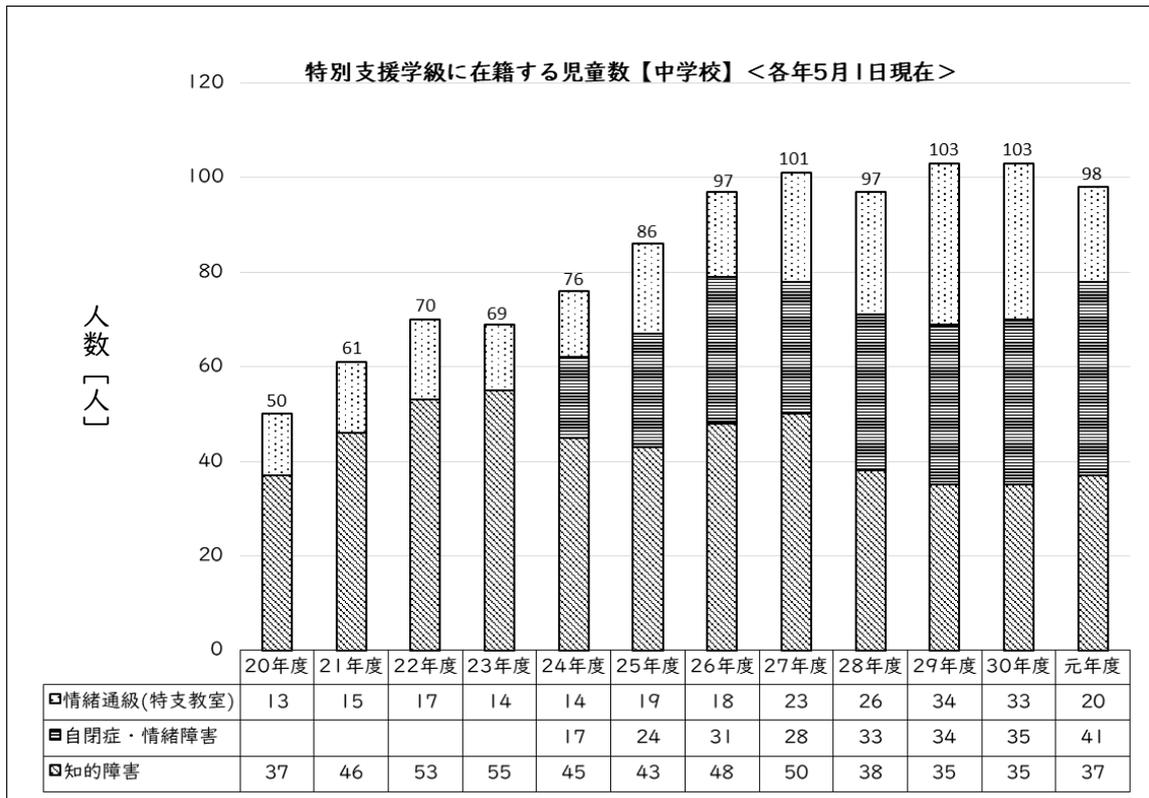


【中学校】

各年5月1日現在 [人]

学校	障害種別		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
中学校	固定制	知的障害	設置校数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
			学級数	6	7	8	9	7	7	7	7	7	6	5	5
			人数	37	46	53	55	45	43	48	50	38	35	35	37
	固定制	自閉症・情緒障害	設置校数					1	1	2	2	2	2	2	2
			学級数					3	3	4	5	5	6	5	6
			人数					17	24	31	28	33	34	35	41
	通級制	情緒通級(特支教室)	設置校数(拠点校)	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1
			学級数	2	3	3	3	3	3	2	3	3	4	4	
			人数	13	15	17	14	14	19	18	23	26	34	33	20

※情緒通級は中学校が平成31年度（令和元年度）から特別支援教室に制度変更となったため、学級数は設定されない。



(2) 東京都における特別支援学級在籍者・利用者の推計

		障害種別	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
小学校	固定制	知的障害	6,586	6,801	6,935	7,041	7,127	7,165	
		自閉症・情緒障害	518	550	576	594	602	603	
		小計	7,104	7,351	7,511	7,635	7,729	7,768	
	通級制	言語障害	3,102	3,124	3,152	3,172	3,190	3,197	
		難聴	295	299	303	304	307	307	
		特別支援教室	18,174	18,456	18,621	18,733	18,845	18,885	
		小計	21,571	21,879	22,076	22,209	22,342	22,389	
	合計			28,675	29,230	29,587	29,844	30,071	30,157

		障害種別	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
中学校	固定制	知的障害	3,712	3,916	4,106	4,201	4,355	4,440
		自閉症・情緒障害	290	301	305	307	307	308
		小計	4,002	4,217	4,411	4,508	4,662	4,748
	通級制	特別支援教室	3,530	4,354	4,742	5,157	5,165	5,184
		小計	3,530	4,354	4,742	5,157	5,165	5,184
	合計			7,532	8,571	9,153	9,665	9,827

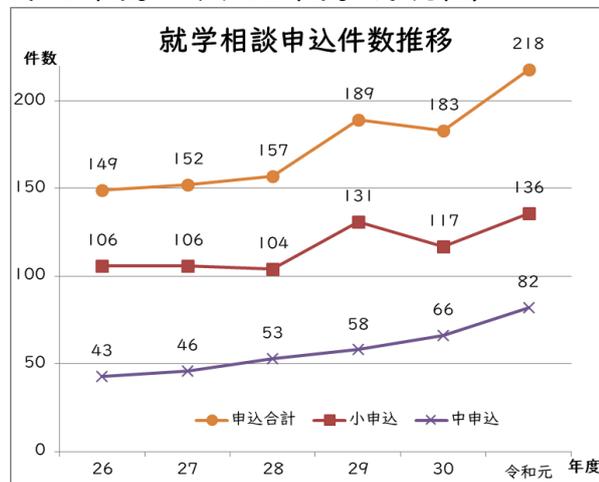
※固定制：特別支援学級（固定制）

※通級制：通級指導学級

(3) 就学相談申込件数の推移（平成26年度～令和元年度1月現在）

	小学校 就学	中学校 就学	合計
平成26年度	106	43	149
27年度	106	46	152
28年度	104	53	157
29年度	131	58	189
30年度	117	66	183
令和元年度	136	82	218

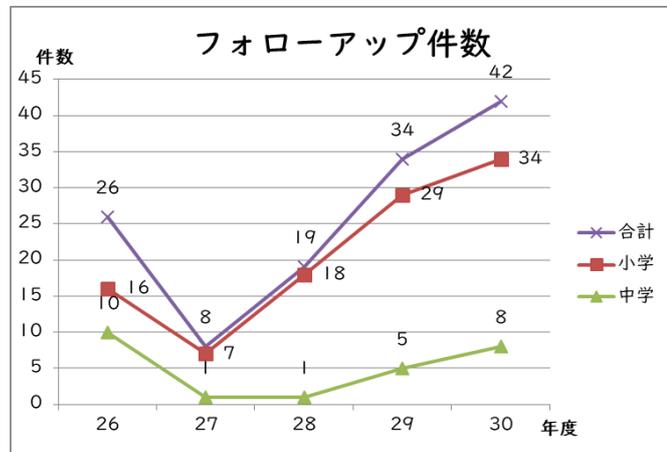
※令和元年度は令和2年1月10日現在申込数



(4) フォローアップ件数の推移（平成26年度～平成30年度）

フォローアップ相談は、就学支援委員会での判定と異なる就学先に保護者意向により決定した場合、就学後も継続して相談をしていくものです。

	小学校	中学校	合計
平成26年度	16	10	26
27年度	7	1	8
28年度	18	1	19
29年度	29	5	34
30年度	34	8	42

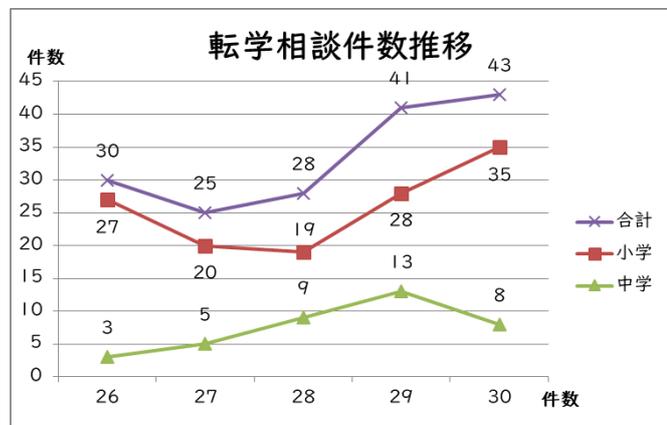


※27年度までフォローアップは1年間であったが、その後卒業まで期間を延長

(5) 転学相談件数の推移（平成26年度～平成30年度）

転学相談は、就学後に異なった障害種別の学級・学校へ転学するための相談です。

	小学校 転学	中学校 転学	合計
平成26年度	16	10	26
27年度	7	1	8
28年度	18	1	19
29年度	29	5	34
30年度	34	8	42



(6) 就学支援シートの活用実績（平成29年4月就学～平成31年4月就学）

	平成29年4月就学	平成30年4月就学	平成31年4月就学
小学校就学	176件 (15.49%)	191件 (16.84%)	223件 (20.61%)
中学校就学	64件 (6.54%)	60件 (6.32%)	84件 (8.08%)
高校進学	8件 (0.77%)	10件 (1.03%)	19件 (1.81%)

(7) 多摩市立小・中学校における特別支援教育コーディネーターの複数配置率

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	66.7%	72.2%	94.1%	100.0%	100.0%
中学校	22.2%	33.3%	88.9%	88.9%	100.0%

(8) 市内の公立学校における個別指導計画・学校生活支援シートの作成率

①個別指導計画の作成率 小学校 調査年度 平成30年度

小学校	通常の学級	特別支援教室 通級指導学級(難聴言語)	特別支援学級 (知的、自閉症・情緒)
作成割合※	58.1%【1.64%】	100%	100%

②個別指導計画の作成率 中学校 調査年度 平成30年度

中学校	通常の学級	通級指導学級 (情緒障害)	特別支援学級 (知的、自閉症・情緒)
作成割合※	79.2%【1.44%】	100%	100%

③学校生活支援シートの作成率 小学校 調査年度 平成30年度

小学校	通常の学級	特別支援教室 通級指導学級(難聴言語)	特別支援学級 (知的、自閉症・情緒)
作成割合※	33.6%【0.57%】	100%	79.1%

④学校生活支援シートの作成率 中学校 調査年度 平成30年度

中学校	通常の学級	通級指導学級 (情緒障害)	特別支援学級 (知的、自閉症・情緒)
作成割合※	77.3%【1.41%】	100%	80.3%

※通常の学級については、作成が必要と各学校が判断した児童・生徒に対する作成割合(学習指導要領において作成は必須となっていない)、特別支援学級及び特別支援教室・通級指導学級については、在籍する児童・生徒に対する作成割合(学習指導要領において作成は必須)【 】は、多摩市内全児童・生徒(通常の学級)に対する作成割合。

(9) 市内小学校への特別支援教室導入の経緯

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市内利用児童数	137	171	253	345	455	505
拠点校数	0	0	2	5	5	16
各年度の 主たる取 り組み	導入検討委 員会を開始		特別支援教 室5校先行 実施	導入後の成 果と課題を 踏まえ、全 校拠点校化 を含む検討 委員会の開 催決定 特別支援教 室全校導入	特別支援教 室検討委員 会を開催。 特別支援教 室連絡会の 開催	特別支援教 室原則全校 拠点校化導 入

※平成27年度までは、通級指導学級の人数。平成28年度は通級及び特別支援教室の人数。
人数は各年度とも年度当初現在

(10) 第二次多摩市特別支援教育推進計画策定に係る市民向け学習会

ア 日程・テーマなど

回	日程	主なテーマ	参加
1	令和元年 10月5日	講座「多摩市の特別支援教育の『今』」 グループワーク	17人
2	12月7日※	講演「学校を“素敵化”しよう（学校教育の ユニバーサルデザイン化の実例など）」	25人
3	10月25日	東京都立多摩桜の丘学園の取り組み など	16人

※第2回学習会は10月12日開催予定であったが、台風接近のため12月7日に延期

イ 第1回学習会におけるグループワークで出た主な意見

テーマ「子どもたちに身に付けてほしい力と、その実現のために行政や学校等に期待すること」

どのような力を付けてほしいか	社会性	言語コミュニケーションを行うための個人の力	多様性・違いを認める	自分の良さを、生かす	協力・協調	学力	行動力	感情のコントロール	自立 具体的な生活スキル・	過程の大切さ	それ以外
意見数	7	16	11	5	1	2	2	2	6	1	11

実現に向けて、行政や学校等に期待すること	携強化 学校と行政の連	福祉・教育等	設備 学級整備・施設	教員人事	働き方改革	地域との連携	指導力	指導内容	指導方法	保護者との連携	それ以外
意見数	8	6	5	7	2	3	15	5	10	9	5

(11) パブリックコメントの実施

実施期間：令和2年4月1日（水）～5月7日（木）

周知方法：たま広報4月1日号、多摩市公式ホームページ、多摩市公式ツイッター

公開資料等：①「第二次多摩市特別支援教育推進計画（案）」

②「第二次多摩市特別支援教育推進計画（案）」概要版

③パブリックコメント意見記入欄

設置場所：市内各図書館、行政資料室、多摩センター駅出張所、各公民館、各コミュニティセンター、各老人福祉館、各市立保育園、子育て総合センター、各児童館、ニ幸産業・NSP健幸福祉プラザ、健康センター、諏訪複合教育施設、東京都立多摩桜の丘学園

※回答ボックスは、市内各図書館、行政資料室、多摩センター駅・聖蹟桜

ヶ丘駅各出張所、永山公民館に設置し、それ以外は閲覧のみ

2 その他参考

(1) ICF(国際生活機能分類)モデル(2001)

ICFモデルとは、人間の生活機能と障害の分類法。平成13年5月、世界保健機関（WHO）総会において採択された。

それまでは「WHO国際障害分類（ICIDH）」が用いられていたが、「ICIDH」が身体機能の障害による生活機能の障害（社会的不利）を分類するという考え方が中心であったのに対し、ICFは「健康状態」が、構成要素「心身機能・身体構造」「活動」「参加」のそれぞれに影響したり、「環境因子」「個人因子」が構成要素に相互に影響したりすることで、社会参加が阻害されてしまうという考え方に改められた。このICFの考え方により、当該者本人への働きかけだけではなく、「環境因子」に働きかけることにより、社会参加が可能になるという考え方をすることが必要であることがわかる。

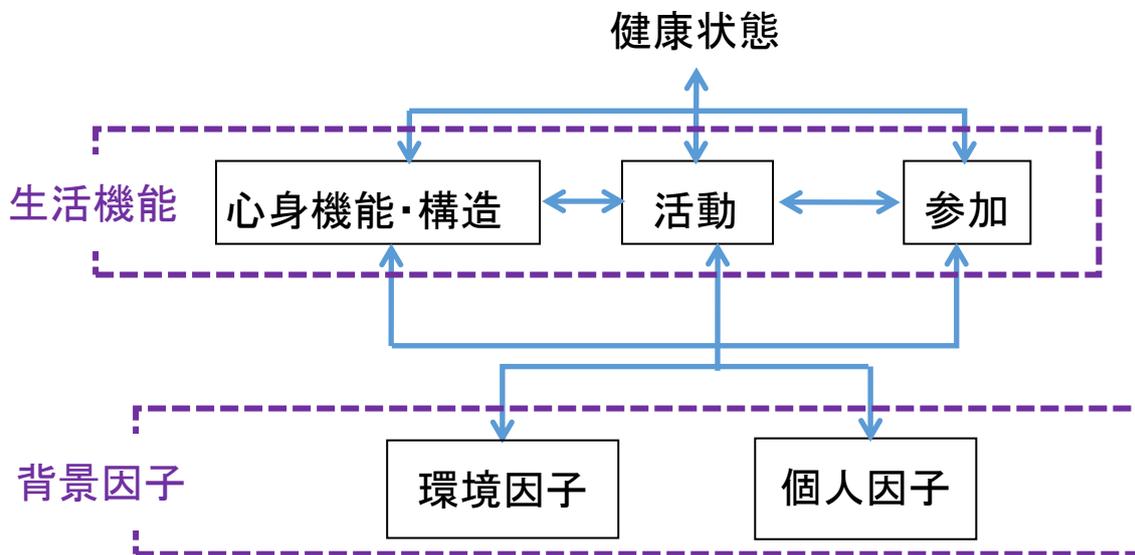


図 ICFモデル

コラム

ICFの構成要素とは？

- 「心身機能・身体構造」・・・感覚や、足が曲がらないなどの身体の構造
- 「活動」・・・本人が実際に行っている活動及び本人が能力的にできそうな活動
- 「参加」・・・学校への参加、地域社会への参加を含む社会的参加
- 「健康状態」・・・「病気や身体の変調、怪我、妊娠、高齢を含む広い概念」と、
「自閉症・ADHD・LDなどの症状名」が含まれる。
- 「環境因子」・・・車いすの利用などの物的環境、家族や教員、周囲の人といった
人的環境、障害者差別解消法等の法整備、医療や介護などのサー
ビス
- 「個人因子」・・・年齢やライフスタイル、興味・関心など

【出典 東京都教職員研修センター平成29年3月作成資料より】

【参考】

「国際生活機能分類－国際障害分類改訂版－」（日本語版）の厚生労働
省ホームページ掲載について | 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/08/h0805-1.html>

(2) 世界や国・都の動向について

	国際的な動き	国内の動き（国・都）
平成4年		<p>【国】「通級による指導に関する充実方策について」を示す</p> <p>・通級による指導の在り方に加え、学習障害に対する対応も審議</p>
平成5年	<p>●アジア太平洋障害者十年の開始年（～平成14年）</p> <p>●「障害者の機会均等化に関する基準規則」の採択（国連総会） 障がいのある人</p>	<p>【国】学校教育法施行規則の一部改正</p> <p>・小・中学校における、通級による指導の法制化</p> <p>【国】障害者対策基本法の一部改正により、障害者基本法公布</p> <p>・アジア太平洋障害者の10年が始めることを契機に公布。障害者の自立と社会参加の一層の推進を基本理念とする。</p>

	が、それぞれ、社会の中で、市民としてその他の人と同じ権利と義務を行使できることを確保することが盛り込まれる。	
平成13年	<ul style="list-style-type: none"> ●WHOは、国際生活機能分類—国際障害分類改訂版—（ICF）を採択する。 ●障害者の人権及び尊厳を保護・推進するための包括的、総合的な国際条約の決議案が国連で採択 	【国】21世紀の特殊教育の在り方について最終報告が示される。
平成14年	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者の人権及び尊厳を保護・批准するための包括的総合的な国際条約に関する国連臨時委員会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 【国】学校教育法の一部改正 ・就学基準（学校教育法施行令第22条の3）の見直し 【国】障害者基本計画の閣議決定 ・個別の教育支援計画（学校生活支援シート）の策定 ・LD、ADHD、自閉症の児童に対しての教育的支援
平成16年		<ul style="list-style-type: none"> 【国】小・中学校における、LD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）の作成 【国】障害者基本法の一部改正 ・交流及び共同学習の促進についての規定 【都】特別支援教育推進計画の策定（～平成28年）
平成17年		【国】発達障害者支援法の施行
平成18年	障害者権利条約が国連で採択	<ul style="list-style-type: none"> 【国】学校教育法施行規則の一部改正 ・LDおよびADHDを通級による指導の対象に加える。 【国】障害者自立支援法の施行

平成19年		<p>【国】学校教育法の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育推進の規定を法律上に位置付け ・小中学校におけるLD、ADHDを含む、障がいのある児童生徒に対する適切な教育を行うことを規定
平成22年		<p>【国】特別支援教育の在り方に関する特別委員会を中央教育審議会に設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年の障害者の権利条約を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の方向性を調査・審議
平成24年		<p>【国】合理的配慮等環境整備検討WG報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮の観点について整理された
平成25年	第125回IOC総会において、東京オリンピック・パラリンピックを2020年に開催する事が決定	<p>【国】学校教育法施行令の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある児童等の就学先決定の仕組みが改定
平成28年		<p>【国】発達障害者支援法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別指導計画、個別教育支援計画の作成の推進が規定 <p>【国】学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校於ける通級による指導の制度化 ・自立活動における、教科の内容を取り扱いながら行うことができるようにする
平成29年		<p>【都】東京都特別支援教育推進計画第二期第一次実施計画を策定（令和8年まで、第一次は令和2年まで）</p>